

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区弓ノ町二六番地一、最後の住所仙台市若林区弓ノ町二六番地の一

被相続人 亡 手塚つか子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号
一番町スクエア六階A シチズンシップ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町六丁目二九番地、最後の住所秋田県秋田市豊岩小山字前田表一五八番地三ライフイン国見ノ里

被相続人 亡 伊藤 カツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

秋田県秋田市土崎港中央六丁目四番一三三号
フローラビル一階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県河内郡上三川町大字多功一四〇六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 石濱 博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

栃木県宇都宮市吉野一丁目一〇番四号
サクラトカワト三A 宇都宮南法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市高砂二丁目三〇〇八番地、最後の住所千葉県稲毛区園生町四八七番地一三ふるさとホーム千葉稲毛

被相続人 亡 栗原 謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

事務所千葉県中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル六〇二ふさの葉法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市広場一七〇四番地、最後の住所千葉県鴨川市広場一七〇九番地

被相続人 亡 久保 忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

千葉県木更津市大和一一一おおつビル
四階 プルメリア国際法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾二丁目一番地、最後の住所千葉県いすみ市岬町椎木一〇七九番地

被相続人 亡 三宅 一寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

事務所千葉県中央区中央三丁目一〇番四号
六階 伊藤総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区小中台町三六五番地八八、最後の住所千葉県稲毛区小中台町三六五番地八八

被相続人 亡 高橋 健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

事務所千葉県中央区新田町一一一 I M I
未来ビル五階 村上・湊・佐賀法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市江田三二六番地、最後の住所千葉県館山市江田三一六番地

被相続人 亡 平谷八千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

千葉県木更津市中央一丁目一六番九号
石井法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区梅田一丁目五七番地、最後の住所東京都足立区梅田一丁目一番一八号

被相続人 亡 中基 清久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

事務所 東京都中央区銀座一丁目一〇番三
号 銀座DTビル四階 千葉法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区江戸川六丁目四九番地一、最後の住所東京都江戸川区谷河内二丁目一番八号

被相続人 亡 靱江 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

事務所東京都新宿区市谷本村町二番一
号 外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字長岡二八五九番地八、最後の住所東京都中野区本町六丁目二〇番一五号

被相続人 亡 青山 佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

東京都千代田区二番町三番地五麹町三葉ビル四階 半蔵門総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町山北一一七八番地、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町山北五七一番地

被相続人 亡 藤原 晶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番四八号
ジャンボーナックビル七一〇号室 田中・宇佐美・石井法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区白鷺一丁目一番五号、最後の住所神奈川県平塚市田村二丁目一番五号サンレジデンス湘南

被相続人 亡 伊勢田 信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

神奈川県厚木市中町二丁目八番一三三号
TPR厚木ビル六階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区市谷本村町二番一
号 外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所

被相続人 亡 靱江 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十六日

事務所東京都新宿区市谷本村町二番一
号 外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所

被相続人 亡 青山 佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第87期決算公告

2026年5月25日

栃木県下都賀郡野木町大字野木141番地7

栃木日信株式会社

代表取締役 小口 和宏

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	383,162
	固定資産	428,874
	合 計	812,037
負債純資産及び部	流動負債	441,092
	固定負債	36,639
	資本剰余金	334,304
	利益剰余金	82,853
	繰上利益剰余金	82
	準備金	251,369
	その他の利益剰余金	20,631
	その他利益剰余金	230,737
	うち当期純利益	(12,258)
	合 計	812,037